

宮崎学園短期大学の懲戒委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学就業規則第50条2に規定する懲戒委員会（以下「委員会」という。）について定めることを目的とする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は、学長及び次の委員をもって構成し、学長が委員長となる。

(1) 部長会構成者の中から学長が指名する者 2名

(2) 教授会で選出された者 2名

2 前項(2)に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

3 委員長は、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員会の審議)

第3条 委員会は、懲戒事由、懲戒の種類及びその内容について審議する。

2 懲戒処分の審議にあたっては、慎重に審議するとともに、当事者には弁明の機会を与えなければならない。

3 学長は、委員会の審議結果を文書をもって理事長に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第4条 懲戒処分は、理事長が委員会の審議結果を受け、常勤理事会議に諮って決定する。

(懲戒処分の異議申し立て)

第5条 処分を受けた者は、懲戒処分に異議がある場合、発令後1か月以内に学長に異議を申し立てることができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程は、学長が教授会の意見を聴いて学長が行い、理事長に報告し、理事長は常勤理事会議に諮って改廃する。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 短大教員の懲戒に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

